

諮問番号：平成30年度諮問第38号

答申番号：平成30年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、その長男（以下単に「長男」という。）は元夫の住居に宿泊していたが、それは一時的な滞在であり、長男の衣服や机、寝具等は請求人の住居にあったこと、長男が頻繁に請求人の住居を訪れていたことから、長男と同居していたのは請求人であって、原処分（児童手当・特例給付支給事由消滅処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

児童手当（以下「手当」という。）の支給に係る住所地は原則として住民票を基準として判断することとしており、元夫が長男の住定日を平成28年5月1日として住民票を移動した以上、請求人は同日から手当の支給要件に該当していないと判断したものである。

また、請求人からは少なくとも平成28年7月13日時点において長男が元夫の元で居住していると聴取している。

したがって、原処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正に行われたものであり、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、同居とは、起居をともにしていることを指すと解されるところ、長男が元夫の住居において元夫と起居をともにしており、請求人の住居には宿泊することがあった程度であることは請求人も認めるところであるから、長男の衣服、机及び寝具等が請求人の住居にあったからといって、長男と請求人が起居をともにしていたとは認められず、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年12月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童手当法（以下「法」という。）によると、手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって日本国内に住所を有するもの（法第5条第1項の規定による所得制限により手当が支給されない者を除く。）に支給することとされ（法第4条第1項第1号及び第5条第1項）、支給要件を満たす者が複数人いる場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等のうちいずれか一の者が当該児童と同居しているとき（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときに限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととされている（法第4条第4項）。また、ここにいう「同居」とは起居をともにすることをいうものと解され、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」という法の趣旨に鑑みると、児童と同居している者についての認定は、その監護を受ける当該児童が実態として生活している場所に係る客観的な判断に基づいて行われるべきである。

そこで本件についてみると、長男は、平成28年4月末頃に請求人の住居を出た後、元夫の住居に滞在を開始し、以後は、元夫と起居をともにしていたことが認められる。

この点、請求人は、長男は元夫の住居に宿泊していたが、それは一時的な滞在であり、長男の衣服や机、寝具等は請求人の住居にあったこと及び長男が頻繁に請求人の住居を訪れていたことから、長男と同居していたのは請求人であると主張する。また、元夫も、長男の親権者が変更されるまでの間は長男は元夫の住居に一時的に滞在しているものとの認識であり、長男と同居を始めたのは平成29年11月2日からである旨を述べている。

しかしながら、平成28年4月末から平成29年11月までの間、長男の衣服や机、寝具等は請求人の住居にあり、かつ、長男が請求人の住居に宿泊したことがあったとしても、長男が元夫の住居にいたことは請求人も認める所であり、長男は元夫の住居に一時的に滞在しているものと認識していたという請求人及び

元夫の主観的事情をもって長男が客観的に請求人と同居していたとまでは認め
ることができないから、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められ
ず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請
求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、
これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員（会長） 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 八 代 眞 由 美